

書類簡素化試行一覧表

No.1

港湾工事共通仕様書		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
1-1-5	<p>施工計画書</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。但し、工事の施工方法・体制に影響しない工期や数量の変更、建設機械の変更など施工計画に大きく影響しない場合は、監督職員の承諾を得て提出を省略することができるものとする。</p>	<p>施工計画書</p> <p>2. 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合、その都度、当該工事着手前に変更する事項を記載した変更計画書を監督職員に提出しなければならない。但し、軽微な変更事項、および、他提出書類で変更内容が把握出来る事項については提出不要とする。</p>
1-1-22	<p>監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会</p> <p>1. 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、事前に監督職員に通知しなければならない。</p> <p>3. 施工状況検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (3) 監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を受注者の測定結果等に基づき出来形、品質、数量等の確認を行うものとする。監督職員が行う施工状況検査には、現場代理人又は現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。</p>	<p>監督職員による材料検査、施工状況検査及び立会</p> <p>1. 受注者は、設計図書の規定に従い、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、日時、場所、内容等の必要事項について1-1-28履行報告に定める週間工程表に記載し、事前に監督職員に提出すること。</p> <p>3. 施工状況検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (3) 監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査を受注者の測定結果等に基づき出来形、品質、数量等の確認を行うものとする。監督職員が行う施工状況検査には、現場代理人又は現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。 なお、施工状況検査(出来形)の検査密度は20%程度(ただし、消波ブロック製作、被覆ブロック製作、捨ブロック製作においては10%)とし、受注者は監督職員が確認した内容を管理表に記載・整理しておくこと。</p>
1-1-23	<p>工事完成図書</p> <p>工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。</p> <p>1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することが出来るものとする。</p>	<p>工事完成図書</p> <p>工事完成時に提出する成果品を工事完成図書として提出しなければならない。</p> <p>1. 工事完成図 受注者は、設計図書に従って工事完成図を電子納品として作成し、監督職員に提出しなければならない。ただし、根固ブロック製作、異形ブロック製作、ケーソン製作にかかる工事完成図の作成・提出は要しない。</p>
1-1-28	<p>履行報告</p> <p>受注者は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>履行報告</p> <p>受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工程計画と履行状況を比較出来る工程管理表および週間工程表の様式について、事前に監督職員の承諾を得たうえで履行状況を記載し監督職員に提出しなければならない。</p>
1-1-34	<p>施工時期及び施工時間の変更</p> <p>2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>施工時期及び施工時間の変更</p> <p>2. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、1-1-28履行報告に定める週間工程表提出時に理由を付して監督職員に提出・確認をもって承諾を得たものとする。</p>

書類簡素化試行一覧表

No.2

港湾工事共通仕様書		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
1-1-36	提出書類 受注者は、提出書類を「5. 提出書類様式集」に基づき、監督職員に提出するものとし、これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。また、これによらない場合は、あらかじめ監督職員等と協議するものとする。	提出書類 受注者は、提出書類を「5. 提出書類様式集」 および本特記仕様書 に基づき、監督職員に提出するものとし、これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。また、これによらない場合は、あらかじめ監督職員等と協議するものとする。
1-1-39	保険の付保及び事故の補償 6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。	保険の付保及び事故の補償 6. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。 なお、個人手帳の提示および写しの提出は要しない。
1-2-2	現場管理 3. 受注者は、(中略) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から写真を求められた場合、提出しなければならない。 7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。	現場管理 3. 受注者は、(中略) 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において 使用する建設機械について、施工計画書に記載するものとし、監督職員が現地にて確認する。 7. 受注者は、工事に使用する主要な船舶機械を搬入・搬出する際には、 1-1-28履行報告に定める週間工程表に機種および搬入・搬出予定日を記載すること。
1-2-9	写真管理 1. 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真(電子媒体によるものを含む)に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、設計図書及び「港湾工事写真管理基準」の定めによらなければならない。なお、同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。	写真管理 1. 工事段階ごとの施工状況及び完成後に外面から明視できない箇所等の写真(電子媒体によるものを含む)に関する撮影区分、撮影項目、撮影箇所及び撮影時期等は、設計図書及び「港湾工事写真管理基準」の定めによらなければならない。 なお、撮影頻度は管理項目毎に以下による。 (1)施工管理(施工機械・方法等)は代表的な1サイクルの撮影とする。 (2)工事目的物の不可視部分にかかる出来形および完成品は全数若しくは段階の状況が確認できる撮影頻度とするが、これ以外の出来形管理(外観、形状寸法、型枠等)については、出来形管理基準に定める測定密度、若しくは、全体の20%のうち、何れか低い方を撮影密度とする。 (3)品質管理(コンクリート現場・強度試験)の写真は品質規定毎に1枚とする。
5-18-3	消波ブロック工 1. 消波ブロック製作 (5)受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。	消波ブロック工 1. 消波ブロック製作 (5)受注者は、所定の形状で変形、破損等がなく、整備された型枠を使用しなければならない。 なお、型枠の確認は受注者及び監督職員が観察することにより実施する。

書類簡素化試行一覧表

No.3

港湾工事品質管理基準		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
16-1	レディーミクストコンクリート 1) JISマーク表示認証工場製品 〔施工管理〕 スランプ、空気量、強度 〔管理内容〕 スランプ試験、空気量試験、圧縮試験 〔結果の整理方法〕 管理表を作成し提出	レディーミクストコンクリート 1) JISマーク表示認証工場製品 〔施工管理〕 スランプ、空気量、強度 〔管理内容〕 スランプ試験、空気量試験、圧縮試験 〔結果の整理方法〕 管理表を作成し提出 ただし、各々の試験結果報告書は、監督職員の 請求があった場合に提示

港湾工事出来形管理基準		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
16-2	消波ブロック工 1. . .消波ブロック製作 〔型枠形状寸法〕 型枠搬入後適宜、観察 観察結果を報告	消波ブロック工 1. . .消波ブロック製作 〔型枠形状寸法〕 型枠搬入後適宜、観察 観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に提示す る。

書類簡素化試行一覧表

No.4

港湾工事写真管理基準		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
2-4	運搬打設工 〔施工管理〕 準備、運搬、打設、打継目、表面仕上げ、養生 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	運搬打設工 〔施工管理〕 準備、運搬、打設、打継目、表面仕上げ、養生 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする
2-5 2-6 2-7	暑中コンクリート 寒中コンクリート コンクリートの品質管理 〔施工管理〕 施工状況 〔品質管理〕 試験練り、強度試験、現場試験 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	暑中コンクリート 寒中コンクリート コンクリートの品質管理 〔施工管理〕 施工状況 〔品質管理〕 試験練り、強度試験、現場試験 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、品質規定毎に1枚の撮影とする
2-8 2-9	鉄筋工 型枠及び支保工 〔施工管理〕 棒鋼、鉄筋、型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	鉄筋工 型枠及び支保工 〔施工管理〕 棒鋼、鉄筋、型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする
3-5	本体工（ケーソン式） 1. ケーソン製作工 1) ケーソン製作用台船 2) 底面	試行なし
	3) マット 〔施工管理〕 摩擦増大用マット類の確認、 摩擦増大用マット敷設状況 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	3) マット 〔施工管理〕 摩擦増大用マット類の確認、 摩擦増大用マット敷設状況 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする
	〔出来形管理〕 摩擦増大用マット出来形の確認 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	試行なし（不可視部）
	4) 支保	2-9型枠および支保工の試行による
	5) 足場 〔施工管理〕 足場 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	5) 足場 〔施工管理〕 足場 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、代表的な1サイクルの撮影とする
	6) 鉄筋 〔施工管理〕	2-8鉄筋工の試行による
	〔出来形管理〕 鉄筋	試行なし（不可視部）
	7) 型枠 〔施工管理〕 〔出来形管理〕 型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	2-9型枠および支保工の試行による 〔出来形管理〕 型枠 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、撮影頻度は20%程度とする

書類簡素化試行一覧表

No.5

港湾工事写真管理基準		書類簡素化試行内容
条項	記載内容	
3-5	8) コンクリート 〔施工管理〕 〔品質管理〕 〔出来形管理〕 コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	2-4運搬打設工の試行による 2-7コンクリートの品質管理の試行による 〔出来形管理〕 コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、形状寸法は全体の20%程度、外観は全段階・全数の撮影とする
3-13	被覆・根固工 3. 被覆ブロック工、1) 被覆ブロック製作 〔施工管理〕 ヤード等、使用船舶機械等、函台 〔品質管理〕 〔出来形管理〕 鉄筋、型枠、コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	3-5-1 ケーソン製作による（試行なし） 2-7コンクリートの品質管理の試行による 〔出来形管理〕 鉄筋、型枠、コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、各項目毎の撮影頻度は3-5-1 ケーソン製作工(ケーソン式)の試行による
	4. 根固ブロック工、1) 根固ブロック製作 〔施工管理〕 ヤード等、使用船舶機械等、函台 〔品質管理〕 〔出来形管理〕 鉄筋、型枠、コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	3-5-1 ケーソン製作による（試行なし） 2-7コンクリートの品質管理の試行による 〔出来形管理〕 鉄筋、型枠、コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、各項目毎の撮影頻度は3-5-1 ケーソン製作工(ケーソン式)の試行による
3-16	消波工 2. 消波ブロック工、1) 消波ブロック製作 〔施工管理〕 ヤード等、使用船舶機械等、函台 〔品質管理〕 〔出来形管理〕 鉄筋、型枠、コンクリート、完成 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による	3-5-1 ケーソン製作による（試行なし） 2-7コンクリートの品質管理の試行による 〔出来形管理〕 鉄筋、型枠、コンクリートは代表的な1サイクル(完成除く) 〔撮影基準、注意事項及び説明〕 撮影項目毎の規定による ただし、各項目毎の撮影頻度は3-5-1 ケーソン製作工(ケーソン式)の試行による